

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、東松山市から東松山市の区域内において行われた東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市都市計画課

滑川町環境課

嵐山町環境課

鳩山町産業環境課

二 縦覧の期間

平成三十年十一月二十七日（火）から平成三十年十二月二十七日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）